




<http://www.city.shinjuku.lg.jp/foreign/japanese/>


たぶん かきょうせい こくさいこうりゅう きよてん
多文化共生と国際交流の拠点

多文化共生プラザ プラザを利用してあなたの世界をひろげましょう！

 **名前：カルラ パルベルデさん**
国籍：ポルトガル


インターネットでプラザの日本語教室のを知り、通うようになりました。仕事が忙しい時は宿題が大変ですが、丁寧に何度も繰り返し教えてくれる先生のおかげで少しずつ上達しています。いつも楽しい授業をしてくれる先生に感謝しています！



 **名前：カン ムナワルさん**
国籍：パキスタン

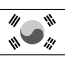
この建物の隣の久保病院を利用してからこのプラザのことを知り、それ以来、日本語を学びに来たり、イベントに参加したりするようになりました。特に日本語学習には適した場所です。日本語の勉強に困っている方は利用してみてください。一緒に勉強しましょう！




 **名前：張 晶さん**
国籍：中国

昨年未、結婚を機に上海から日本に来ました。わたしはまだ日本語があまりできないので、妻がプラザのことをインターネットで調べて教えてくれました。スタッフのみなさんは優しい方ばかりで、日本語教室では、わからないことは全部細かく教えてくれます。ここに来るのが楽しみです！



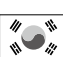
 **名前：金 根淑さん**
国籍：韓国

韓国語の資料やイベントなどの情報がたくさん置いてあり、とても助かっています。また、悩みごとを韓国語で相談できる人もプラザにはいるので、何かあれば利用してみたいと思います。

 **名前：バラット カルキさん**
国籍：ネパール

自宅と同じようにリラックスして勉強できる点が素晴らしいです。日本語の学習用資料も充実していて、無料で使える学習スペースも気に入っています。用事がなくてもつい立ち寄ってしまうような居心地の良いスペースです。



 **名前：イ ジョンユク
名前：李 鍾玉さん**
国籍：韓国

駅から近くて便利なプラザですが、利用するようになったきっかけは友だちの紹介です。プラザのスタッフのみなさんは私たち外国人にとっても熱心にいろいろなことを教えてくれます。おかげで困ったことや悩みごとがあったときは真っ先にここに来るようになりました。もっとこのプラザのことをたくさんの人に知ってほしいです。

しんじゅく多文化共生プラザについては4ページをご覧ください。



新宿区臨時福祉給付金

新宿区子育て世帯臨時特例給付金

4月からの消費税率の引上げに際し、住民税が課税されていない方や子育て世帯への影響を緩和するため実施する「臨時福祉給付金」、「子育て世帯臨時特例給付金」事業についてお知らせします。

臨時福祉給付金

子育て世帯臨時特例給付金

1 支給対象

2014年1月1日現在、新宿区に住民登録があり、2014年度の特別区民税（均等割）が課税されない方
 ※ 均等割が課税される方の扶養親族、生活保護を受けている方等は対象になりません。

2 支給額

1人につき10,000円
 ※ 高齢基礎年金、障害基礎年金、児童扶養手当等を受給している方は15,000円
 ◆ 臨時福祉給付金の申請書は、6月中旬から7月末までに、順次対象となる方に郵送します。

1 支給対象

2014年1月1日現在、新宿区に住民登録があり、2014年1月分の児童手当（特例給付を含む）を受給し、2013年中の所得が児童手当の所得制限（下表）に満たない方
 ※ 臨時福祉給付金の対象となる方、生活保護を受けている方等は対象

となりません。
 [児童手当 所得制限限度額]

扶養親族の数	所得制限限度額	(収入額の目安)
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円

2 支給額

【対象児童】1人につき10,000円
 ◆ 子育て世帯臨時特例給付金の申請書は、6月中旬に、2014年1月分の児童手当を受給されている方に郵送しました。※ 2013年中の所得の状況等によっては支給の対象とならないことがあります。



申請書の受付期間はいずれの給付金も、**6月18日(水)～12月17日(水)**です

申請方法等

申請書が届いたら、必要事項を記入し、添付書類とともに返信用封筒で返送してください。なお、来庁による申請は、臨時福祉給付金等対策室（本庁舎6階）で受け付けます。また、6月18日（水）～9月17日（水）は、第一分庁舎1階ロビーに設置する受付窓口でも受け付けます。

申請手続などのお問い合わせは、

新宿区臨時福祉給付金等専用コールセンター 0120-78-9292(無料)
【対応言語】 日本語／英語／中国語／韓国語
【受付期間】 12月17日（水）まで
 土・日曜日、祝日は休み。ただし、8月24日（日）までの土・日曜日、祝日は受け付けします。
【受付時間】 午前9時～午後5時（火曜日は午後7時まで）
【案内する内容】 給付金の制度、申請の受付方法及び申請書・支給決定通知書の発送状況についてオペレーターが案内します。



注意！ 支給を装った「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」に十分にご注意ください。

【その他の問合せ(日本語)】

臨時福祉給付金等対策室
 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 (新宿区役所 本庁舎6階)

03-5273-4351

ドイツの青少年 12 名が来日

4月13日から23日まで、ドイツ・ベルリン市ミッテ区の青少年派遣団12名が来日しました。派遣団は新宿区内の家庭へのホームステイやブライندサッカー体験のほか、茶道、着物、飾り巻き寿司、八ヶ岳での農家体験など、多くの日本文化に触れました。

派遣団のヘレネさん(21才)は「新宿区は、古からの伝統と最新の技術が共存している素晴らしいまちだと思います。この交流を通して互いの都市がさらに発展していくことを望みます」と語っていました。

今回来日した青少年が両区の交流の懸け橋となっていくことが期待されます。



▲飾り巻き寿司体験



▲茶道・着物体験

ミッテ区とは？

ミッテ区はドイツの首都ベルリン市の中央に位置し、外国人居住者が多いこと、緑が多いことなど、新宿区との共通点が多くあります。1994年に新宿区と友好提携を結びました。



たくさんの言語で作られた 生活の役にたつ アプリが できました！

このアプリには、日本での生活を便利にするためのお知らせが入っています。無料で使うことができます。ぜひ使ってみてください。

【内容】

- 「在留資格」、「住まい」、「教育」、「医療」など
- 震度(地震の大きさ)5以上の地震がおきたときに情報が送られます。

【たくさんの言語】

英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、日本語(ふりがな付き)

アプリをダウンロードする方法

ホームページ(ウェブサイト)から<http://www.clair.or.jp/tagengo/> にアクセス

iOS: App Store

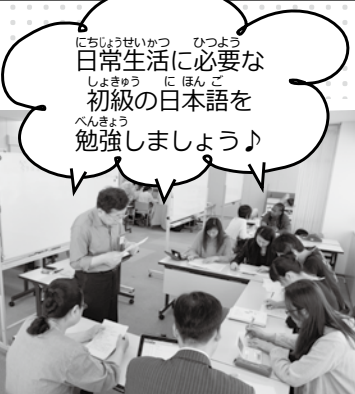
Android: Google Play

で「多言語生活情報」または「Japan Life Guide」を探す

【問合せ】一般財団法人 自治体国際化協会 (CLAIR)

多文化共生部多文化共生課 ☎ 03-5213-1725

この記事は日本語に不慣れな方を対象とした「やさしい日本語」により作成しました。今後もやさしい日本語を試験的に採り入れていきます。



日常生活に必要な
初級の日本語を
勉強しましょう♪

新宿区日本語教室 2 学期

学習者募集

【対象】入門初級レベル。日常生活で日本語を必要としている方。ただし、中学生以下の方は参加できません。

【日時】9～12月の平日。週1回の教室と週2回の教室があります。曜日は会場によって異なります。学習時間は午前9時30分～11時30分。月・木曜日のみ午後6時30分～8時30分。

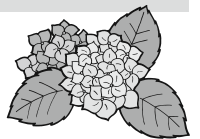
【会場】しんじゅく多文化共生プラザなど区内10カ所
【参加費】週1回クラス/¥2,000 週2回クラス/¥4,000
※一度入金された参加費はお返しできません。

【申込み】申込用紙に必要事項を記入し、郵便・FAXまたはEメールでお送りください。申込用紙は、新宿文化センター、しんじゅく多文化共生プラザ、区役所外国人相談窓口のほか、下記のホームページからダウンロードできます。申込締切は8月4日です。結果は全員に8月14日までに発送します。

【申込み・問合せ】

公益財団法人 新宿未来創造財団 文化交流課(新宿文化センター内)
〒160-0022 新宿区新宿6-14-1
☎ 03-3350-1141 FAX 03-3350-4839
Eメール sjc@regasu-shinjuku.or.jp
ホームページ <http://www.regasu-shinjuku.or.jp/?p=630>

6月に住民税・国民健康保険料の納付書を発送しました



今年度の国民健康保険料及び住民税(※)の納付書を、区役所から対象となる方の自宅あてに発送しました。それぞれの案内に応じて納付してください。納付書での支払いは、銀行、郵便局などの金融機関、コンビニエンスストア(納付用バーコードが印刷されているものに限る)で行えます。※普通徴収の方(毎月の給与から住民税を差引くことができない方)が対象です。

【問合せ(日本語)】住民税について

税務課課税第一係 ☎ 03-5273-4107
課税第二係 ☎ 03-5273-4108

国民健康保険料について

医療保険年金課 国保収納係 ☎ 03-5273-4158

たぶんかきょうせい じゅうじつ がいこくじんむ しんじゅく多文化共生プラザの充実した外国人向けサービス

- ①「日本語学習ができる」
- ②「多言語の情報・資料が用意されている」
- ③「多文化共生のための活動ができる」
- ④「母国語で悩み相談ができる」

プラザではいろいろなサービスを用意して、皆さんの利用をお待ちしています。

① 日本語学習コーナー

日本語を学ぶためのいろいろな教材を用意しています。文化や国際交流についての本もあるので、図書館のような楽しみ方もできます。人気のコーナーです。

② 資料・情報コーナー

新宿区発行の外国人向けの広報紙などはここでも手にいれることができます。行政情報はもちろん、日本語学習、ボランティア、国際交流、講座・イベントなどみなさんの日本での生活をより充実させる情報がたくさんあります。

③ 多目的スペース

多文化共生や異文化理解を目的にしたイベント、交流会のために無料で利用できるスペースです。国際交流を目的とする団体などが利用できます。



④ 外国人相談コーナー 午前 10時～12時 午後 1時～5時

プラザにはあなたの国の言葉で相談にのってくれる相談員がいます。区役所での手続きの仕方や日常生活の小さなことまで、何でも相談できます。プラザまで来ることが難しい場合は電話での相談も行っています。ひとりで悩まず気軽にご利用ください。

月	火	水	木	金
かんこくご 韓国語 (午後)	ちゆうごくご 中国語・タイ語 ネパール語 (午後)	えいご 英語 (第1・3・5週のみ)	ちゆうごくご 中国語 ミャンマー語	かんこくご 韓国語 えいご 英語 (第3週のみ)

4月から火曜日の午後にも、ネパール語でも相談できるようになりました。



ネパール語相談員のシュレスタ サハデブさん

日々の生活の中で疑問に思ったこと、日本語の勉強の仕方など、どんな小さなことでも構いません。わからないことは遠慮せず相談にきてください。一緒に解決の方法を見つけましょう。

外国人総合相談支援センター

プラザには、東京入国管理局の相談窓口もあり、在留資格や生活の中で起こるさまざまな問題について相談できます。
電話相談 (無料) ☎ 03-3202-5535 または ☎ 03-5155-4039 時間 月～金 午前9時～午後4時 (第2・4水は休み)
対応言語 英語・中国語は常時対応。ポルトガル語・スペイン語、その他3言語は曜日ごと。



しんじゅく多文化共生プラザ
 場所 〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-44-1 ハイジア11階
 問合せ ☎ 03-5291-5171 F A X 03-5291-5172
 アクセス JR新宿駅東口から徒歩10分 西武新宿駅から徒歩5分
 開館時間 午前9時～午後9時
 休館日 毎月第2・4水曜日、年末年始(12月29日～翌年の1月3日)

